



みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則における
事業者設定基準および燃料費調整制度にかかる事項の届出書

北電販料企第4号
2023年1月26日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

札幌市中央区大通東1丁目2番地
北海道電力株式会社
代表取締役
社長執行役員 藤井 裕

別表に掲げるみなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則の規定により、別紙のとおり事業者設定基準および燃料費調整制度にかかる事項を定めたので届け出ます。

(別表)

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則		
別紙 1	第 6 条第 5 項	第 6 条第 2 項に規定する基準に代わるものとして設定した基準
別紙 2	第 8 条第 2 項	送配電非関連固定費または送配電非関連可変費への配分基準
別紙 3	第 9 条第 2 項	第 9 条第 1 項に規定する値に代わるものとして設定した値
別紙 4	第 18 条第 4 項	特定需要原価等の差異を勘案して設定した基準
別紙 5	第 40 条第 2 項	燃料費調整制度における換算係数
別紙 6	第 40 条第 4 項	燃料費調整制度における基準調整単価

第6条第2項に規定する基準に代わるものとして設定した基準
[第6条第5項関係]

1. 設定した基準

項 目		配 分 基 準	整理分類
賃借料	機械賃借料	直課された各部門人員数比	活動帰属基準
	上記以外の賃借料	各部門業務用建物（借用）床面積比	〃
株式交付費		各部門設備別建設費（帳簿価額）比	活動帰属基準
株式交付費償却		〃	〃
社債発行費		〃	〃
社債発行費償却		〃	〃
電 気 事 業 報 酬	特定固定資産	〃	配 賦 基 準
	建設中の資産	〃	〃
	運転資本（営業資本）	各部門設備別建設費（帳簿原価）比	〃
	繰延償却資産	各部門設備別建設費（帳簿価額）比	〃

2. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

一般管理費等の配分にあたり、適切な整理を行うための配分基準として、別表第2第2表に定める基準に比べ、基礎原価等項目の発生についてより関連がみられるものについて上記基準を設定した。

送配電非関連固定費または送配電非関連可変費への配分基準
[第 8 条第 2 項関係]

1. 設定した基準

	配 分 基 準
給料手当	送配電非関連固定費に配分する。
給料手当振替額（貸方）	〃
雑給	〃
消耗品費	送配電非関連固定費と送配電非関連可変費の割合が均等比率（1：1）となるように配分する。
修繕費	送配電非関連固定費に配分する。
委託費	〃
養成費	〃
諸費	〃
他社購入電源費	契約実態に即して、電力量の多寡に応じて変動する料金は送配電非関連可変費に、それ以外は送配電非関連固定費に配分する。
建設分担関連費振替額（貸方）	送配電非関連固定費に配分する。
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	〃
他社販売電源料	契約実態に即して、電力量の多寡に応じて変動する料金は送配電非関連可変費に、それ以外は送配電非関連固定費に配分する。

第 9 条第 1 項に規定する値に代わるものとして設定した値
[第 9 条第 2 項関係]

1. 設定した値

発受電量	第 10 条第 2 項第 2 号に掲げる総水力発電費，総火力発電費および総新エネルギー等発電費ごとの送配電非関連可変費の各合計額については，第 9 条第 4 項第 4 号の割合を第 9 条第 1 項第 4 号の値によらず，水力発電受電量，火力発電受電量および新エネルギー等発電受電量の別に算定した値によりそれぞれ整理するものとする。
------	--

2. 事業者の実情に応じた値により算定することが適当である理由

発受電量	水力・火力・新エネルギー等発電に係る送配電非関連可変費の配分については，電源種別ごとの発受電量における各需要種別の占める割合の差異を反映して算定した方が，より適切な配分になると考えられるため上記値によることとした。
------	---

特定需要原価等の差異を勘案して設定した基準
[第18条第4項関係]

第18条第2項の規定による基準は、以下のとおり設定する。

1. 契約種別

契約種別は、特定需要において、電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等の差異を勘案し、次のとおり定める。

契約種別
定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯， 低圧電力，臨時電力，農事用電力

2. 料金制

料金制は、需要電力が極めて小規模な需要については定額料金制を、それ以外の需要については最低料金制または基本料金と電力量料金を組み合わせた二部料金制を適用する。

なお、電灯需要の電力量料金については、原則として使用電力量を三段階に区分し、区分ごとに料金率が異なる三段階料金制（てい増料金制）とする。

3. 料金率

料金率は、特定需要の原価に準拠し、これまでの料金制度の沿革、料金改定の趣旨等を踏まえつつ、契約種別ごとの使用原単位、使用期間・使用頻度等の電気の使用形態および計量方法等の特定需要原価を構成する要素を勘案し、契約種別ごとの負担が公平となるよう定める。

(1) 基本料金率

基本料金率は、原則として1月を単位とし、使用する負荷設備、最大電流等を基準に定める。

(2) 電力量料金率

電灯需要の電力量料金率は、原則として使用電力量を三段階に区分し、次により定める。

- イ 第1段階の使用電力量の料金率は、ロの料金率より低廉なものとする。
- ロ 第2段階の使用電力量の料金率は、おおむね平均費用にもとづくものとする。
- ハ 第3段階の使用電力量の料金率は、限界費用の上昇傾向を反映したものとする。
- ニ 第1段階と第2段階の使用電力量の区分は1需要家1月につき120キロワット時、第2段階と第3段階の使用電力量の区分は1需要家1月につき280キロワット時とする。

燃料費調整制度における換算係数
[第40条第2項関係]

石	油	0.1937
液化天然ガス		0.0859
石	炭	1.0027

燃料費調整制度における基準調整単価
[第40条第4項関係]

区 分	単 位	基 準 調 整 単 価 円 銭厘
(1) 定額制供給		
イ. 定額電灯および公衆街路灯A		
電 灯		
10Wまで	1 灯	0.765
20Wまで	〃	1.529
40Wまで	〃	3.059
60Wまで	〃	4.588
100Wまで	〃	7.647
100W超過50Wまでごとに	〃	3.824
小型機器		
50VAまでの機器	1 機器	2.285
100VAまでの機器	〃	4.568
100VA超過50VAまでごとに	〃	2.285
ロ. 臨時電灯A		
50VAまで1日につき	1 契約	0.062
100VAまで1日につき	〃	0.123
100VA超過500VAまでの 100VAまでごとに1日につき	〃	0.123
500VA超過1kVAまで1日につき	〃	1.233
1kVA超過3kVAまでの 1kVAまでごとに1日につき	〃	1.233
ハ. 臨時電力		
1日につき	1 kW	1.296
ニ. 農事用電力(脱穀調整用) [附 則]		
1日につき		
0.5kW	1 契約	0.323
1 kW	〃	0.648
2 kW	〃	1.296
3 kW	〃	1.943
3 kW超過 1 kW増すごとに	〃	0.648
(2) 従量制供給	1 kWh	0.197